



三重県公報

平成6年10月4日(火)
第590号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
告 示	
○ 区画漁業の免許	(漁 政 課) 2
○ 同件	(同) 2
○ 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 維 持 課) 3
○ 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同) 4
○ 河川区域の指定の変更及びその関係図面の縦覧	(河 川 課) 4
○ 河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同) 4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(砂 防 課) 4
○ 都市計画事業の事業計画の認可	(下 水 道 課) 6
公 告	
○ 平成6年度三重県一般会計等補正予算の公表	(財 政 課) 7
○ 土地改良事業を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(耕 地 課) 16
○ 同件	(同) 16
○ 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 村 整 備 課) 16
○ 開発行為に関する工事の完了	(開 発 指 導 課) 16
○ 同件	(南勢志摩県民局伊勢土木事務所) 17
正 誤	
○ 平成6年6月24日付け三重県公報第561号	(地 方 課) 17
○ 平成6年8月12日付け三重県公報第575号	(同) 21
○ 平成6年9月13日付け三重県公報第584号	(道 路 維 持 課) 23
○ 平成6年9月20日付け三重県公報第586号	(開 発 指 導 課) 23

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十月四日

三重県知事 田 川 英 三

三重県規則第百一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三中「二十六万五千円」を「二十八万円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第七条の三の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に改

局長
課長補佐
主幹
主査
主任
上田

給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 平成6年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第七条の三の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの(その額が五十六万円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第七条の三の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

告 示

三重県告示第453号

平成6年10月1日区画漁業(のり養殖業)を次のとおり免許した。

平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

1 漁場計画の際の公示番号

平成6年三重県告示第244号

2 免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

- (1) 三重区第71号
多気郡明和町南藤原740番地 下御糸漁業協同組合
- (2) 三重区第73号
多気郡明和町大淀甲2642番地の6 大淀漁業協同組合
- (3) 三重区第75号
伊勢市東大淀町265番地 東大淀漁業協同組合
- (4) 三重区第77号
伊勢市村松町3843番地 村松漁業協同組合
- (5) 三重区第79号
伊勢市村松町3843番地 村松漁業協同組合
- (6) 三重区第81号
伊勢市有滝町2021番地 有滝漁業協同組合ほか1組合
- (7) 三重区第83号
伊勢市有滝町2021番地 有滝漁業協同組合
- (8) 三重区第85号
伊勢市東豊浜町3321番地 東豊浜漁業協同組合
- (9) 三重区第87号
伊勢市東豊浜町3321番地 東豊浜漁業協同組合
- (10) 三重区第89号
伊勢市東豊浜町3321番地 東豊浜漁業協同組合ほか1組合
- (11) 三重区第90号
伊勢市東豊浜町3321番地 東豊浜漁業協同組合ほか1組合

3 免許の内容等

平成6年三重県告示第244号の公示内容のとおり

三重県告示第454号

平成6年10月1日区画漁業(魚類養殖業)を次のとおり免許した。

平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

1 漁場計画の際の公示番号

平成6年三重県告示第375号

2 免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

- (1) 三重区第1501号
度会郡南島町阿曾浦60番地 阿曾浦漁業協同組合
- (2) 三重区第1502号

度会郡南島町神前浦137番地の1 神前浦漁業協同組合

3 免許の内容等

平成6年三重県告示第375号の公示内容のとおり

三重県告示第455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市中之町東裏33番4から 伊勢市中之町東裏34番9まで	旧	33.50~54.00	31.00
	新	33.50~40.00	31.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南中津原畑新田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字市之原字中貝戸1666番3から 員弁郡員弁町大字大泉字茨谷2232番19まで	旧	7.40~39.20	1,180.00
	旧 新	10.40~29.40	1,135.00

第3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市末永町416番から 四日市市末永町418番まで	旧	12.00~14.00	168.00
	新	12.00~20.00	168.00

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
久居市榑原町字市場1194番1から 久居市榑原町字市場6062番1まで	旧	7.00~16.50	157.20
	旧 新	11.00~20.00	157.20

第5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
阿山郡阿山町大字丸柱字向山2129番3地先から 阿山郡阿山町大字丸柱字殿白1656番4地先まで	旧 新	5.50~12.50	84.00
	新	4.00~10.50	94.00

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白山小津線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡一志町大字波瀬字駒返り34番1地内	旧	9.50~31.00	79.00
	新	9.50~26.00	79.00

三重県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。
 平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県 道 上野大山田線	上野市喰代字和田745番1地先から 上野市喰代字出屋敷79番1地先まで	平成6年10月17日
一般国道 365号	四日市市末永町416番から 四日市市末永町418番まで	平成6年10月4日
県 道 白山小津線	一志郡一志町大字波瀬字駒返り30番1から 一志郡一志町大字波瀬字駒返り9番1まで	平成6年10月4日

三重県告示第457号

河川区域の指定（昭和50年三重県告示第713号）により指定した二級河川三行川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第3項の規定によりその区域を変更した。
 なお、変更に係る関係図面は、三重県土木部河川課及び三重県津地方県民局津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第458号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
 なお、関係図面は、三重県土木部河川課及び三重県津地方県民局津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 河川の名称
二級河川三行川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成6年10月4日
- 3 廃川敷地等の位置
安芸郡河芸町大字三行字真黒1803番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 63.69㎡

三重県告示第459号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
 なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え

置いて、告示の日から30日間縦覧に供する。
 平成6年10月4日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中村地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市中村町中山
- 3 区域の土地の表示
四日市市中村町中山1079、1083、1084、1086、1085、1600-1、1600、1580-4、1596、1595、1594、1600-4、1601、1081及び1080の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 2

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
湯の山9地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
三重郡菰野町大字菰野字湯の山
- 3 区域の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重郡菰野町大字菰野
字湯の山8522-2 1号から4号
" 8625-4 5号から8号
" 8520-1 9号から11号

第 3

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東日野地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市東日野字城山、日野陵
- 3 区域の土地の表示
四日市市東日野町字城山1511、1512、1513、1514、1572、1573、1574、1603、1604、1605、1607、1609、1611-4、1611-2、1611-1、1611-12の一部、1611-14、1611-13及び1611-34、字日野陵1613、1614、1615、1616、1617、1629、1627、1625、1643、1645、1647、1648及び1649の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する公有地

第 4

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下登（追加）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村太郎生字登り、村中
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村太郎生字村中4065-4字登り4060-2、4060-1、4053、4052-1、4051、4050-1、4050-2、4047-2、4047-3、4047-4、4062-1の一部、4061-1、4061-3及び4046の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中尾1地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
一志郡美杉村太郎生字北垣内
- 3 区域の土地の表示
一志郡美杉村太郎生字北垣内770、778、753-1、753-3、779-1、780-1、781-1、775-1、774、773-1、772、768-1、789-1、790、764、763-1、763-2及び753-2の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれ

らに介在する国有地及び公有地

第 6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
協谷 3 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
度会郡大内山村字明神廣、細野、池ノ谷
- 3 区域の土地の表示
度会郡大内山村字明神廣3300-1、3300-2、3301-1、3301-3、3301-4、3302、3303-1、3303-2及び3304、字細野3305-1、3305-3及び3325-1、字池ノ谷4531の一部及び4532-1の土地並びにこれらに介在する国有地

第 7

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下里地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
度会郡大内山村字下り
- 3 区域の土地の表示
度会郡大内山村字下り2050の一部、2050-1、2051、2051-1、2061、2062-1、2060-2、2062-3、2063の一部、2063-1の一部及び2064の土地

第 8

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
方座浦地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
度会郡南島町方座浦字浅間山、中町、裏町、上ノ山
- 3 区域の土地の表示
度会郡南島町方座浦字浅間山99-2、99-3、96-1、128-7、96-2、98-2、98-1、83-1、128-8の一部及び83-4字中町77-2、77-1、76-2、76-3、74-3、74、74-2及び73字裏町89、92、92-1及び92-2字上ノ山100の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第 9

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西新堂地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
阿山郡伊賀町大字新堂字三反田
- 3 区域の土地の表示
阿山郡伊賀町大字新堂字三反田509-2、509-1、511、512、518-1、518、519、520、521、522、524、523、536-2、536-1、516-1及び515の土地並びにこれらに囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地及び公有地

第10

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
鯨 1 地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
北牟婁郡海山町大字馬瀬字鯨
- 3 区域の土地の表示
北牟婁郡海山町大字馬瀬字鯨1235、1234、1234-1、1234-2、1234-3、1233、1233-1、1286、1284、1284-1、1284-2、1248-11、1248-12、1248-13、1248-14、1242、1248-4、1248-34及び1240-5の土地並びにこれらに囲まれた土地

三重県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成 6 年 10 月 4 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 施行者の名称
鈴鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鈴鹿都市計画下水道事業
江島都市水路
- 3 事業施行の期間
平成 6 年 10 月 4 日から平成 11 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
三重県鈴鹿市東江島町地内

公 告

平成 6 年度三重県一般会計等の補正予算が平成 6 年 9 月 30 日成立したので、次のとおり公表する。
平成 6 年 10 月 4 日

三重県知事 田 川 亮 三

平成 6 年度三重県一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 6 年度三重県一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,139,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ706,486,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3	地 方 交 付 税		137,500,000	8,799,324	146,299,324
		1 地 方 交 付 税	137,500,000	8,799,324	146,299,324
5	分 担 金 及 び 負 担 金		12,878,899	822,263	13,701,162
		2 負 担 金	10,035,127	822,263	10,857,390
7	国 庫 支 出 金		154,866,437	27,950	154,894,387
		2 国 庫 補 助 金	25,477,440	27,950	25,505,390
9	寄 附 金		101,198	4,500	105,698
		1 寄 附 金	101,198	4,500	105,698
10	繰 入 金		57,625,111	△6,615,343	51,009,768
		2 基 金 繰 入 金	57,087,437	△6,615,343	50,472,094
12	諸 収 入		49,884,801	3,087,000	52,971,801
		4 貸 付 金 元 利 収 入	38,497,767	3,087,000	41,584,767

13県	債		68,514,300	7,014,000	75,528,300
		1県	債	7,014,000	75,528,300
歳入	合計		693,346,599	13,139,694	706,486,293
歳出					
4衛	生費		29,376,090	91,365	29,467,455
6農	林水産業費		2,276,944	91,365	2,368,309
			81,834,188	△18,529	81,815,659
			35,665,213	372,000	36,037,213
			16,898,867	580,000	17,478,867
			10,830,119	△970,529	9,859,590
7商	工費		33,623,586	3,087,000	36,710,586
			33,623,586	3,087,000	36,710,586
8土	木費		133,228,182	9,698,500	142,926,682
			63,821,109	6,595,000	70,416,109

		3河	川海岸費	40,774,527	2,018,000	42,792,527
		4港	湾費	7,105,767	390,000	7,495,767
		5都	市計画費	12,922,242	695,500	13,617,742
9警	察費			40,710,922	29,483	40,740,405
		1警	察管理費	37,453,782	29,483	37,483,265
10教	育費			188,163,855	251,875	188,415,730
		8私	学振興費	5,441,382	251,875	5,693,257
歳出	合計			693,346,599	13,139,694	706,486,293

第2表 債務負担為補正

追加

事	項	期	間	限	度	額
栽培漁業拠点施設整備事業に係る契約		平成	7年		度	1,149,000
道路事業(国道311号外3路線)に係る契約		平成	7年度~平成		8年度	1,022,000

第3表 地方債補正追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	補正		補正後	
				限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
公債費	千円 4,651,000	普通貸借又は証券発行	8.5以内	千円 4,651,000	普通貸借又は証券発行	千円 1,959,000	普通貸借又は証券発行
計	4,651,000						

政府資金、特定資金、公営企業金融公庫資金及び農林漁業金融公庫資金については定められた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるものとする。

変更

起債の目的	補正		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
土地改良費	千円 1,929,000	普通貸借又は証券発行	千円 822,000	普通貸借又は証券発行
林道費	807,000	"	"	"
治山費	2,609,000	"	2,799,000	"
栽培漁業拠点施設整備事業費	1,174,000	"	370,000	"

政府資金、特定資金、公営企業金融公庫資金及び農林漁業金融公庫資金については定められた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるものとする。

道路整備費	3,311,000	"	"	3,476,000	"	"
道路新設改良費	7,444,000	"	"	9,271,000	"	"
橋りょう新設改良費	836,000	"	"	1,034,000	"	"
河川改良費	13,603,000	"	"	14,094,000	"	"
砂防費	3,708,000	"	"	3,798,000	"	"
街路事業費	1,413,000	"	"	1,475,000	"	"
公園費	767,000	"	"	866,000	"	"
計	68,514,300			70,877,300		

平成6年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成6年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,298,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1 分担金及び負担金		4,366,626	61,500	4,428,126
	1 負担金	4,366,626	61,500	4,428,126
3 繰入金		2,077,449	61,500	2,138,949
	1 一般会計繰入金	2,077,449	61,500	2,138,949
歳入	合計	20,175,318	123,000	20,298,318

歳出	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1 流域下水道事業費		20,175,318	123,000	20,298,318
	1 流域下水道事業費	20,175,318	123,000	20,298,318
歳出	合計	20,175,318	123,000	20,298,318

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、嬉野町営土地改良事業（団体営ため池等整備事業滝之川新池地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年10月4日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成6年10月4日から同月24日まで

3 縦覧の場所

嬉野町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、嬉野町営土地改良事業（団体営土地改良施設整備事業田村地区）は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年10月4日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧の期間

平成6年10月4日から同月24日まで

3 縦覧の場所

嬉野町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営は場整備事業上野南部第三地区第3換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成6年10月4日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成6年10月4日から同月24日まで

3 縦覧の場所

上野市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成6年10月4日

三重県知事 田川亮三

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成6年9月14日	上野市下神戸字比土ヶ谷2883-3ほか8筆 名賀郡青山町寺脇及び別府字朝妻709ほか44筆	大阪市中央区谷町1丁目2-7 青山観光開発株式会社 代表取締役 藤田隆平
平成6年9月14日	伊勢市朝熊町字向谷4228-1ほか26筆	伊勢市岡本2丁目5-57 伊勢アミューズ有限公司 代表取締役 河原昭人
平成6年9月22日	松阪市大足町字なし本1-1ほか48筆（第1工区）	松阪市殿町1340-1 松阪市長 奥田清晴

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

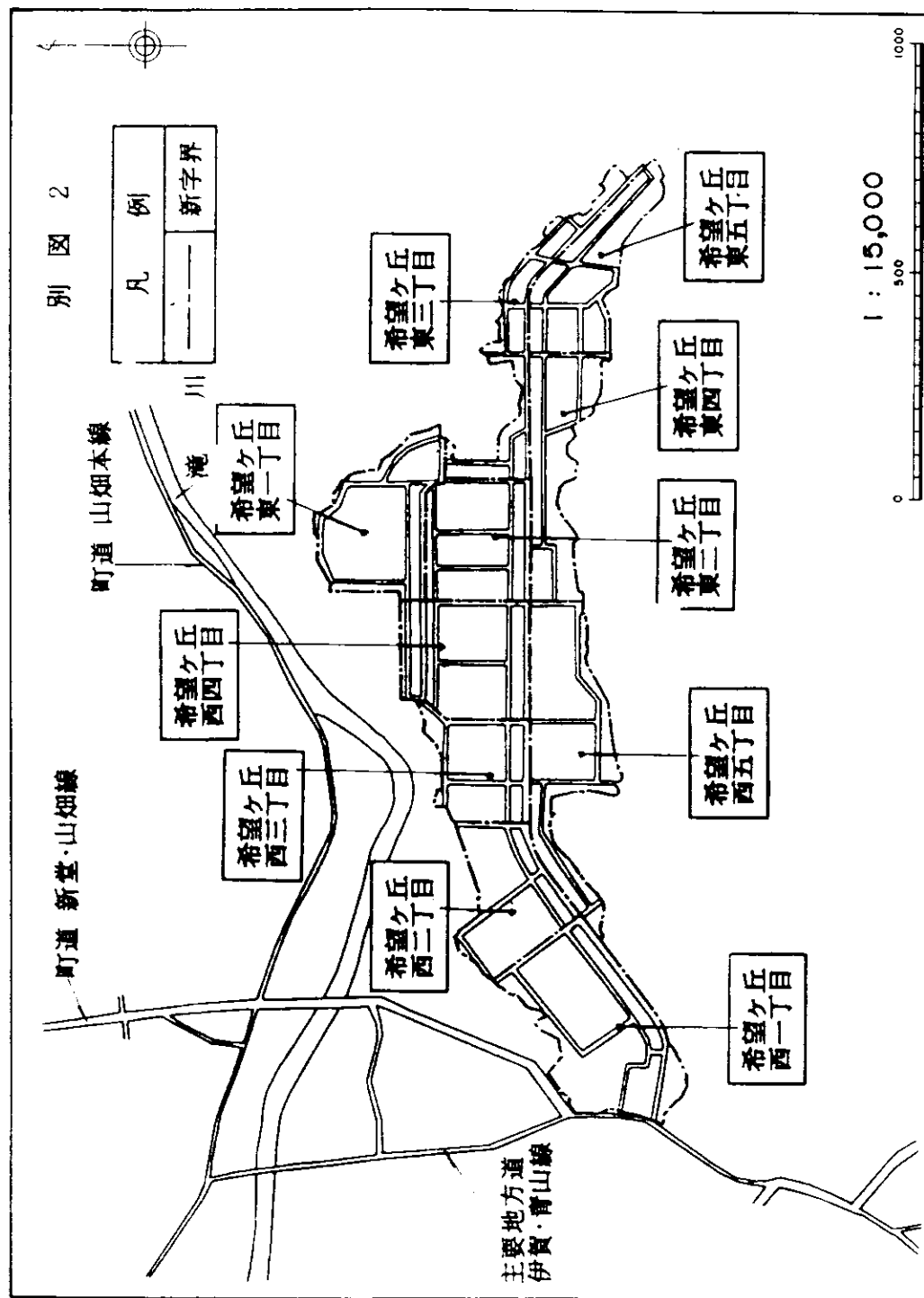
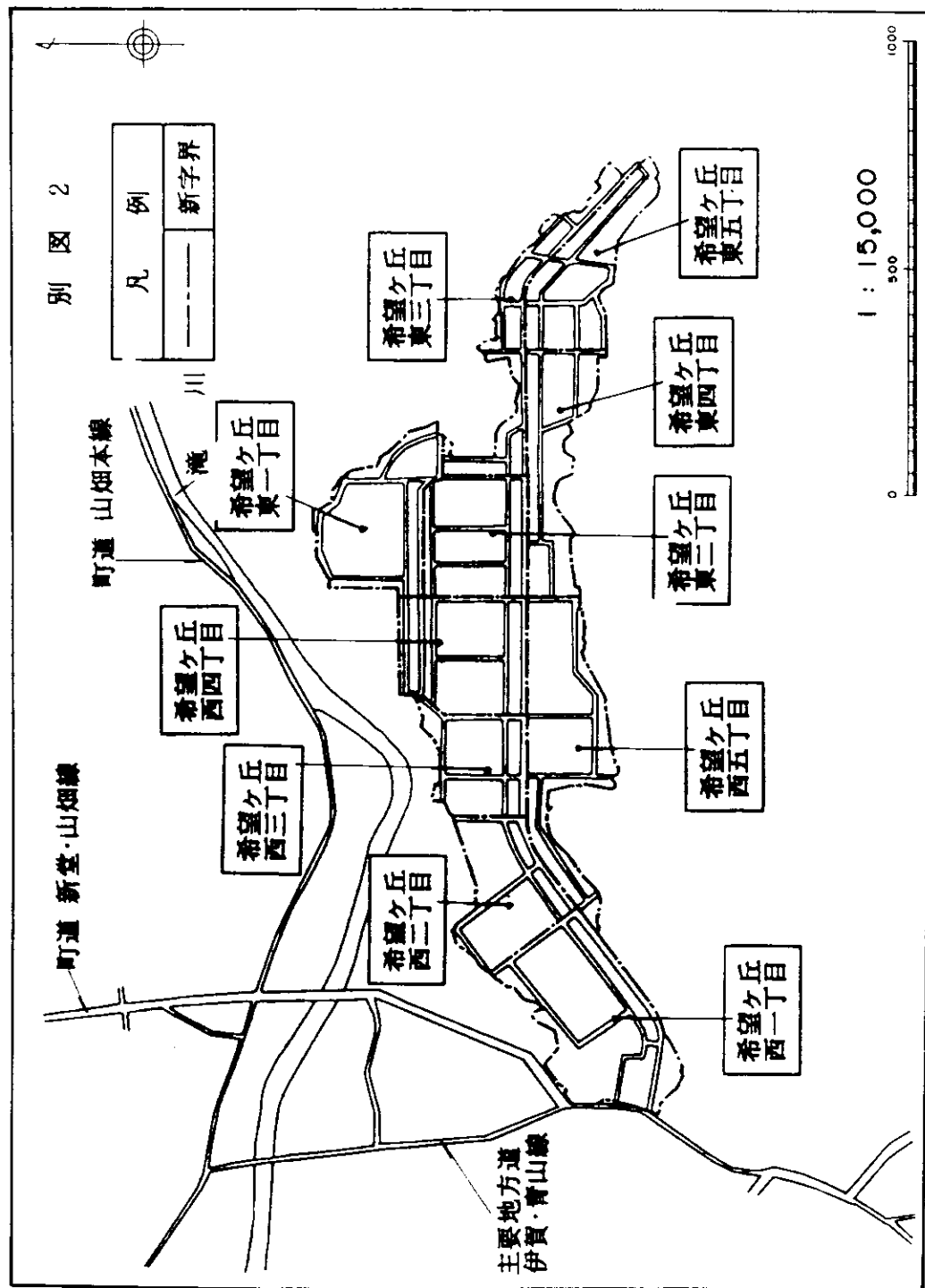
平成6年10月4日

三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所長 落合弘明

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成6年9月16日	伊勢市前山町字峯1356-1ほか21筆（第2工区）	松阪市駅部田町288-19 いずみホーム 代表者 小泉哲

正誤

平成6年6月24日付け三重県公報第561号に登載した、町及び字の区域並びに名称を変更する旨の届出の告示中

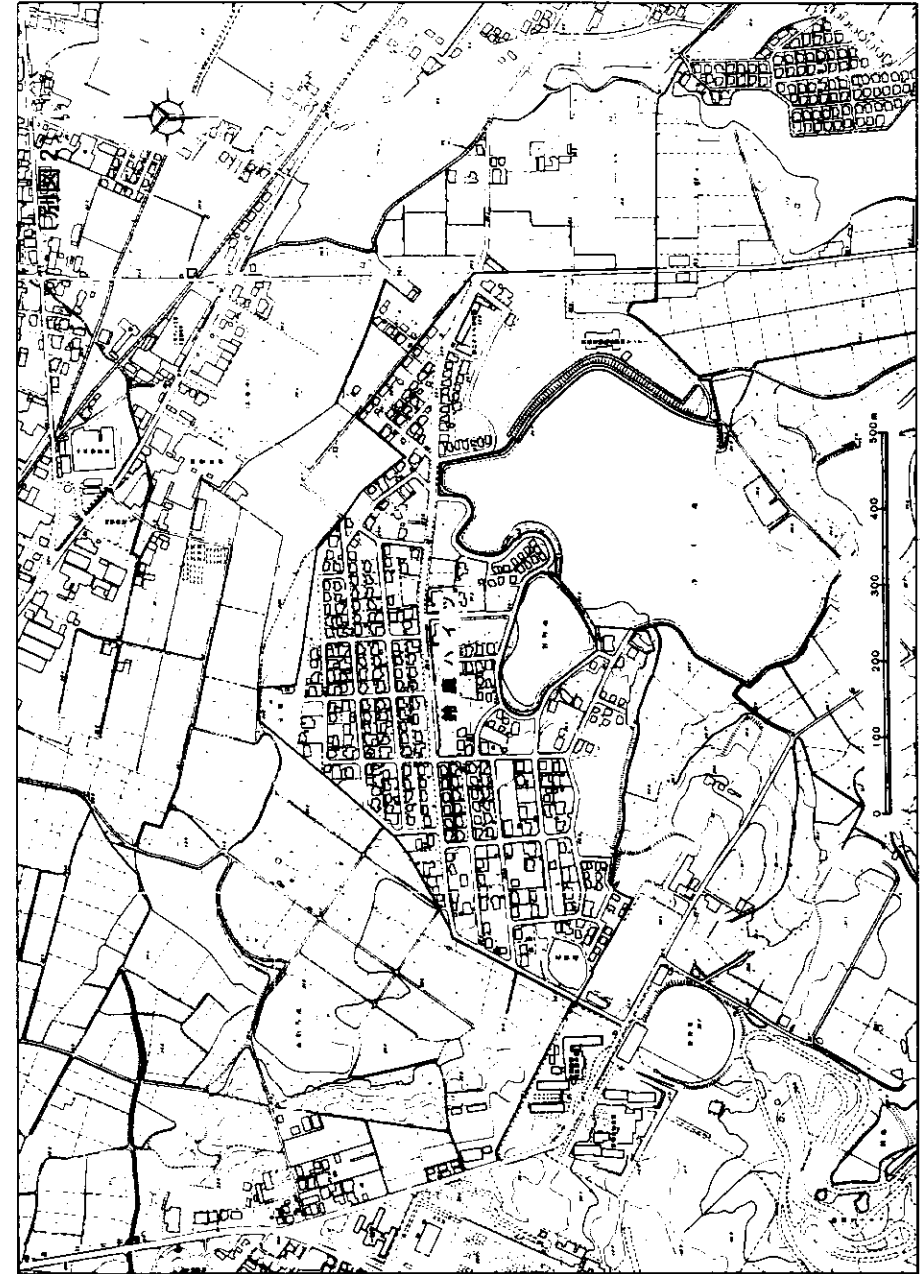


別図2の明細

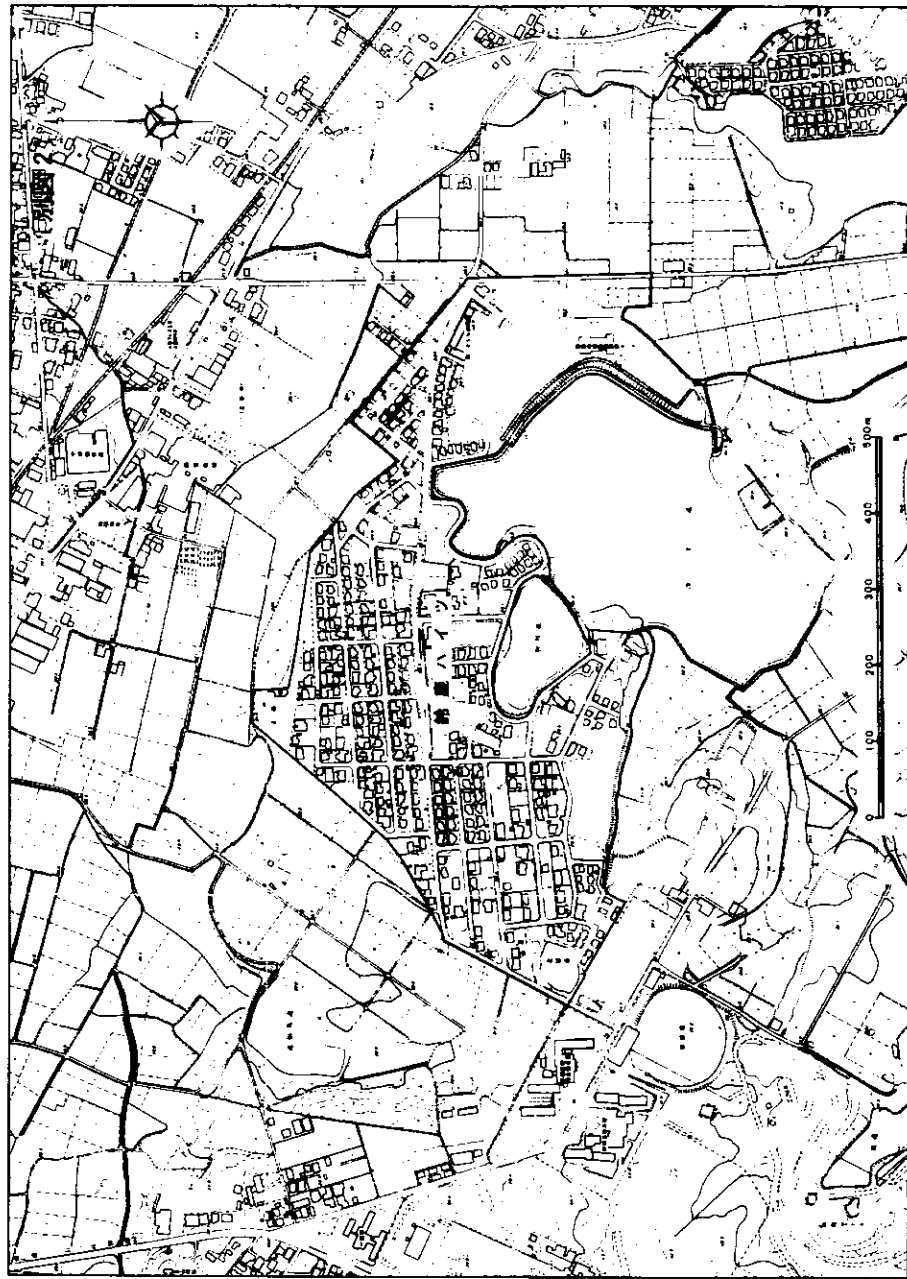
新町の名称	旧町又は字の名称及び区分	新町の区域
希望ヶ丘西一丁目	大字山畑字中山の一部 大字山畑字徳井の一部	大字山畑字中山35の193の地先から35の190の地先に至る歩道の西側線、35の191の地先から35の192の地先に至る線、35の192の地先から35の64の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、字徳井4474の12の地先から4474の339の地先に至る道路の東側線、4474の339の地先から字中山35の193の地先に至る線に囲まれた区域

希望ヶ丘西二丁目	大字山畑字徳井の一部	大字山畑字徳井4474の283の地先から4474の98の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、4474の170の地先から4474の281の地先に至る道路の東側線、4474の281の地先から4474の289の地先に至る線、4474の57の地先から4474の21の地先に至る道路の東側線、4474の411の地先から4474の283の地先に至る線に囲まれた区域
希望ヶ丘西三丁目	大字山畑字向田の一部 大字山畑字徳井の一部	大字山畑字徳井4474の281の地先から4474の241の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、町道希望ヶ丘幹線2号の東側線、字向田4291の335の地先から4291の323の地先に至る線、4291の13の地先から字徳井4474の201の地先に至る道路の北側線、4474の332の地先から4474の281の地先に至る線に囲まれた区域
希望ヶ丘西四丁目	大字山畑字湯ヶ谷の一部 大字山畑字皿場の一部 大字山畑字向田の一部	大字山畑字向田4291の197の地先から4291の115の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線2号の東側線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、湯ヶ谷4191の22の地先から字向田4291の213の地先に至る道路の東側線、4291の213の地先から4291の197の地先に至る線に囲まれた区域
希望ヶ丘西五丁目	大字山畑字湯ヶ谷の一部 大字山畑字皿場の一部 大字山畑字向田の一部 大字山畑字徳井の一部	大字山畑字徳井4474の298の地先から4474の328の地先に至る線、4474の328の地先から字皿場4253の190の地先に至る線、4253の190の地先から字湯ヶ谷4191の354の地先に至る線、4191の68の地先から4191の69の地先に至る道路の南側線、4191の69の地先から4191の30の地先に至る道路の東側線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線に囲まれた区域
希望ヶ丘東一丁目	大字山畑字折尾の一部 大字山畑字向田の一部	大字山畑字向田4291の273の地先から4291の293の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線2号の南側線、字折尾3525の228の地先から3525の207の地先に至る道路の南側線、3525の271の地先から3525の255の地先に至る線、3525の18の地先から3525の9の地先に至る道路の東側線、3525の279の地先から3525の278の地先に至る線、3525の6の地先から字向田4291の281の地先に至る道路の北側線に囲まれた区域
希望ヶ丘東二丁目	大字山畑字折尾の一部 大字山畑字湯ヶ谷の一部 大字山畑字向田の一部	大字山畑字向田4291の299の地先から字湯ヶ谷4191の121の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、町道希望ヶ丘幹線2号の東側線、町道希望ヶ丘幹線2号の南側線に囲まれた区域
希望ヶ丘東三丁目	大字山畑字折尾の一部 大字山畑字蟻ヶ越の一部 大字山畑字蟻ヶ湯の一部 大字山畑字湯ヶ谷の一部	町道希望ヶ丘幹線2号の東側線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線、町道希望ヶ丘幹線1号と字蟻ヶ越4068の1との境界線、4068の74の地先から4068の71の地先に至る線、4068の71の地先から4068の52の地先に至る線、4068の3の地先から字蟻ヶ湯4113の67の地先に至る道路の北側線、4113の128の地先から4113の113の地先に至る線、4113の113の地先から字湯ヶ谷4191の347の地先に至る線、4191の243の地先から字折尾3525の242の地先に至る道路の東側線、3525の285の地先から3525の287の地先に至る線、3525の287の地先から3525の235の地先に至る線に囲まれた区域
希望ヶ丘東四丁目	大字山畑字蟻ヶ湯の一部 大字山畑字湯ヶ谷の一部	大字山畑字湯ヶ谷4191の131の地先から4191の311の地先に至る線、4191の311の地先から4191の356の地先に至る線、4191の338の地先から4191の342の地先に至る道路の西側線、4191の342の地先から4191の343の地先に至る道路の南側線、字蟻ヶ湯4113の178の地先から4113の187の地先に至る線、4113の187の地先から4113の23の地先に至る道路の東側線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線に囲まれた区域
希望ヶ丘東五丁目	大字山畑字蟻ヶ越の一部 大字山畑字蟻ヶ湯の一部	大字山畑字蟻ヶ湯4113の46の地先から4113の230の地先に至る線、4113の230の地先から4113の272の地先に至る道路の南側線、4113の286の地先から4113の300の地先に至る線、4113の298の地先から字蟻ヶ越4068の99の地先に至る道路の南側線、4068の84の地先から4068の63の地先に至る線、町道希望ヶ丘幹線1号の南側線に囲まれた区域

平成 6 年 8 月 12 日 付け 三重 県 公 報 第 575 号 に 登 載 し た 、 町 及 び 字 の 区 域 並 び に 名 称 を 変 更 す る 旨 の 届 出 の 告 示
 中
 ページ
 3
 誤



正



別図 2 の明細

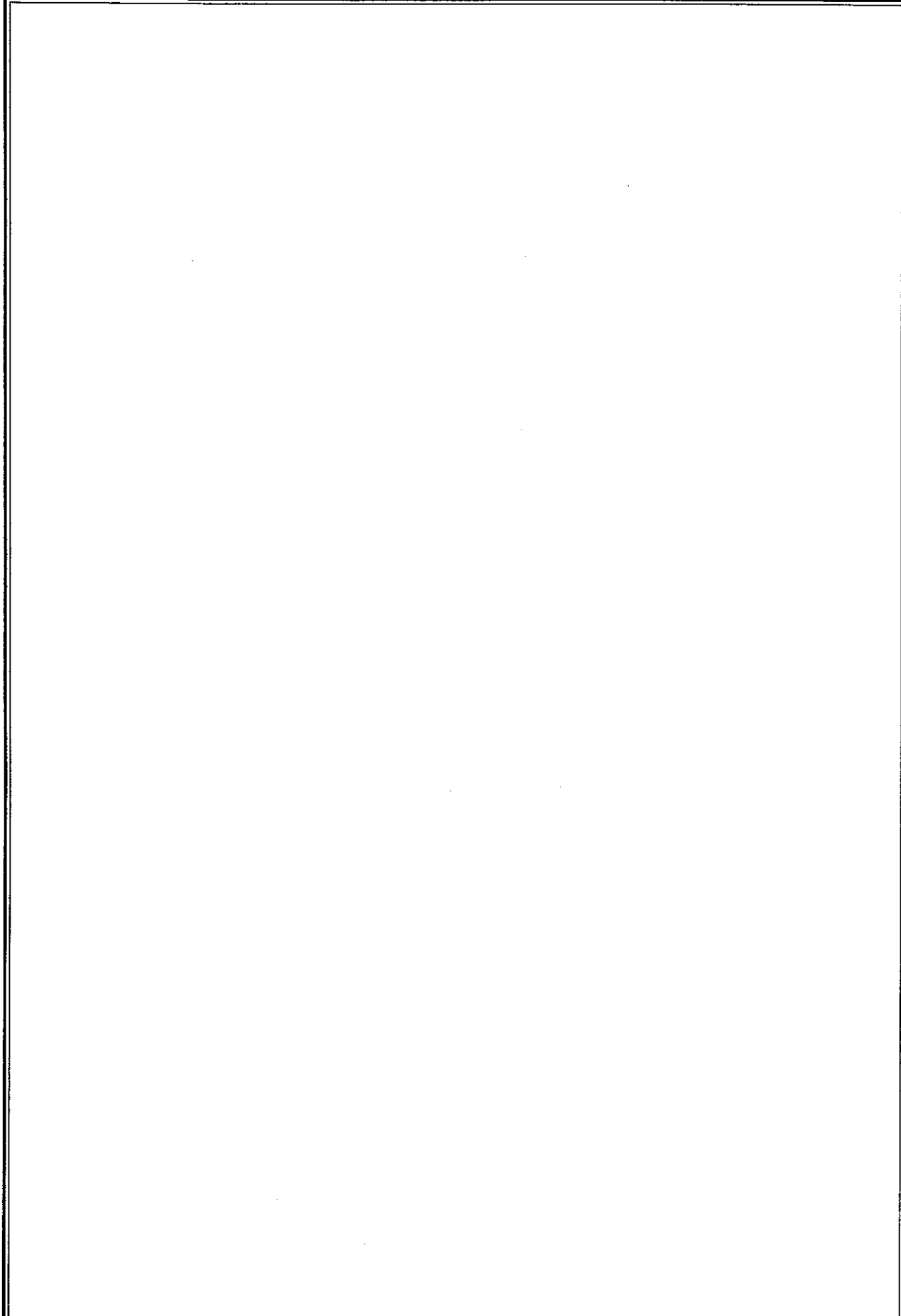
新町の名称	旧町又は字の名称及び区分	新 町 の 区 域
鈴鹿ハイツ	稲生町字池之下の一部 稲生町字浄土池の一部 稲生町字稲生山の一部 稲生町字正助谷の一部	稲生町字池之下7991の46の地先から7991の47の地先の至る道路、7991の49の水路、字浄土池5905の1の堤塘、浄土池との境界、5905の2の水路、市道稲生23号線、市道稲生1号線、市道稲生21号線、野町池との境界、浄土池との境界、浄土池から市道稲生15号線に至る水路、市道稲生15号線、市道稲生15号線から字稲生山8304の101の地先に至る線、8304の101の地先から8304の72の地先に至る線、北谷池との境界、市道稲生1号線、道伯町字赤禿山との町界、字南鳥野との町界、鈴鹿ハイツ北公園との境界、稲生町字稲生山7992の1328の地先から7992の1322の地先に至る線、字稲生山と字池之下との字界、字池之下7991の141の水路、市道稲生12号線、市道三日市稲生線に囲まれた区域
摘 要		境界線が道路、水路又は堤塘の場合は東西線は南側、南北線は東側の側線とする。ただし、市道稲生1号線及び市道稲生23号線については西側の側線とする。

平成 6 年 9 月 13 日 付 三 重 県 公 報 第 584 号 に 登 載 し た 、 道 路 の 供 用 開 始 及 び そ の 関 係 図 面 の 縦 覧 の 告 示 中

ページ	行	誤	正
10	下から19	阿児磯部鳥羽線	鳥羽磯部線

平成 6 年 9 月 20 日 付 三 重 県 公 報 第 586 号 に 登 載 し た 開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了 の 告 告 中

ページ	行	誤	正
8	41	第29条	第29条及び附則第4項
8	下から3	鈴鹿市	亀山市
9	下から12	8月18日	8月17日



毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1箇月 2,700円

1箇年 32,400円

平成6年10月4日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課